

前橋市道路構造条例の改正について（議案第44号）

道路建設課

1 改正の理由

道路構造令の改正により、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯が新たに規定されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 次の道路には、原則として自転車通行帯を設けるものとする。

ア 自動車及び自転車の交通量が多い市道（自転車道を設ける道路を除く。）

イ 自転車の交通量が多い市道又は自動車及び歩行者の交通量が多い市道（自転車道を設ける道路及びアの道路を除く。）で、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要があるもの

(2) 自転車通行帯の幅員は、原則として1.5メートル以上とするものとする。

3 施行期日

公布の日